

令和 8 年 4 月 1 日

宮 内 庁

令和 8 年度宮内庁政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、宮内庁における事後評価の実施に関する計画を以下のように定める。

1 計画期間

令和 8 年度の 1 年間とする。

2 事後評価の対象となる政策

(1) 法第 7 条第 2 項第 1 号に基づき事後評価の対象とする政策

（宮内庁政策評価基本計画 6 - (1) ②に基づく）

政策名	宮内庁ホームページによる広報活動の推進
評価方式	事業評価
担当部局名	長官官房総務課広報室
目 標	宮内庁ホームページは令和 6 年度及び 7 年度においてデザイン変更、新規コンテンツの公開及び既存コンテンツの一部リニューアル等を行ったところであるが、この改修に関してのアンケートを宮内庁ホームページ上で行い、ホームページ閲覧者の関心事項や利便性等に沿った適切な改修であったかの検証を行い、ホームページのより一層の充実に資する情報の収集に努めるとともに、皇室のご活動や皇室の文化などへの理解と関心の促進を図る。
評価実施期間	令和 8 年度

(2) 法第 7 条第 2 項第 2 号に基づき事後評価の対象とする

政策該当なし。

(3) 法第 7 条第 2 項第 3 号に基づき事後評価の対象とする

政策該当なし。